

## 電気専門用語集の制定等の手引き

この手引きは、電気学会 電気専門用語集の制定、改正、確認および廃止の手順に関する事項を定めたものである。

### 1. 電気専門用語集の位置付け

#### (1) 制定

電気専門用語集は、電気工学の各専門分野において、専門用語を標準化し、一義的な定義を与えることで、情報、思考、あるいは意志の正確で迅速な伝達を図り、その分野の進歩発展に寄与することを目的として作成されたものである。

#### (2) 確認

電気専門用語標準化委員会は、少なくとも5年以内に内容の確認を行い、改正、現状維持または廃止を判断する。

注記 第3条により、逐次の更新を行っている場合においても、上記期間毎に、全体の整合性を確認し、改正、改正不要または廃止を判断する。

#### (3) 文書発行の形態

発行の形態には、次のものがある。個々の電気専門用語集の発行形態は、出版社（コロナ社）との協議により決定する。

- (a) 出版（コロナ社）
- (b) オンデマンド出版（電子図書館）
- (c) オンライン検索（Web サービス）

### 2. 電気専門用語集の制定および改正の手順

#### (1) 制定および改正の提案

- (a) 電気専門用語集の制定または改正の必要性について、電気専門用語標準化委員会で検討する。
- (b) 電気専門用語集の制定または改正について、電気専門用語標準化委員会へ提案してもよい。その場合は、電気専門用語標準化委員会で提案の採否を検討する。

#### (2) 原案作成委員会の決定

- (a) 電気専門用語標準化委員会が、自ら電気専門用語集の原案作成を行うか、標準特別委員会を設置しそこで原案作成するかを検討する。
- (b) 標準特別委員会を設置する場合は、設置趣意書を部会に提出し、承認を得る。

注記 対象技術を扱う標準化委員会のメンバで原案作成委員会を構成する場合の他に、複数の標準化委員会のメンバを集めて原案作成委員会を構成する場合がある。必要に応じて、電気専門用語標準化委員会がコーディネータとして参画することが望ましい。

#### (3) 原案の作成

電気専門用語集原案作成委員会で電気専門用語集原案を作成する。

#### (4) 電気専門用語集原案の審議

- (a) 標準特別委員会が、規格原案を作成した場合は、電気専門用語標準化委員会で審議を行う。
- (b) 電気一般部会で電気専門用語集原案を審議し、電気専門用語集案とする。

#### (5) 電気専門用語集案の審議、制定

- (a) 電気一般部会で承認された電気専門用語集案を、規格役員会で最終審議し、承認をもって制定・改正とする。規格役員会の審議にあたり制定・改正の骨子を記載した資料を提出する。
- (b) 標準特別委員会は、解散する。この場合、当該用語集の継続的なメンテナンスは対象技術を扱う標準化委員会に引き継がれる。

(6) 発行

出版社（コロナ社）と協議し、発行形態を決定する。

(7) 公表の方法

- (a) メールマガジンで電気専門用語集の発行情報を公表する。
- (b) 電気学会誌の“電気規格調査会だより”に電気専門用語集の発行情報を掲載する。原稿は電気専門用語集原案作成委員会が作成する。
- (c) 電気学会のホームページに電気専門用語集の発行情報を掲載する。“電気規格調査会だより”を掲載する。

### 3. 電気専門用語集の更新の手順

(1) 更新の提案

- (a) オンライン検索（Web サービス）の形態により電気専門用語集を発行した場合、個々の用語毎に追加・修正することができる。
- (b) 電気専門用語の追加・修正を提案する場合は、その更新内容を理由と共に電気専門用語標準化委員会に提出する。
- (c) 個々の用語について追加・修正があった場合の出版物（コロナ社、電子図書館）は、定期的に版又は刷を改める。

注記1 電気専門用語集の更新提案は、既存の標準化委員会に限らず、オンライン検索の利用者など実務に携わる者が自由に行うことができる。

注記2 追加・修正の提案は、オンライン検索（Web サービス）の画面に設けられた定型の提案フォームによることが望ましい。提案フォームが受付られると確認メールが自動送信される。定型の提案フォームは、電子メールで送信することもできる。

(2) 更新の受付と実施

- (a) 電気専門用語標準化委員会は、更新内容を受け、採用の可否について検討する。電気専門用語標準化委員会は、採用の可否について内容の確認が必要な場合には、当該用語集を制定・改正した原案作成委員会（原案作成委員会が解散している場合は、その上位の標準化委員会）に問合せを行う。また、採否結果を提案元に連絡する。
- (b) 提案を採用する場合は、検索ファイルの内容を更新する。

注記1 誤記など表記上の更新は、電気専門用語標準化委員会が行う。

注記2 技術的な検討を要する更新は、当該用語集を制定・改正した原案作成委員会（原案作成委員会が解散している場合は、その上位の標準化委員会）に、適度の項目数を纏めて、適切な期限を定めて依頼する。（適切な期限とは、内容により異なるが、一般に半年～1年程度を想定している。）

注記3 更新された検索ファイルをオンライン検索システムに登録することは、標準化推進室が行う。

(3) オンライン検索（Web サービス）の利用

電気学会会員は、オンライン検索による電気専門用語集を無料で参照できる。

(備考)

電気専門用語集の発行形態は、出版社（コロナ社）と電気学会との契約に基づき、出版のみであった。両者の間で2004年に覚書が結ばれ、電気専門用語集の発行形態は用語集毎に個別協議して決めることとした。

電気専門用語集 No.23「保護リレー装置編」の改定版について、2015年3月9日に出版社(コロナ社)との個別協議が実施され、当該No.23の改定版をコロナ社は出版しないこと、このため電気学会はNo.23の改定版をオンデマンド出版(有料の冊子)およびオンライン検索(無料の用語単位の検索)の発行形態とすること、当該No.23の在庫についてはコロナ社にて対応いただくことが確認された。

(付則)

1. 平成28年3月23日、規格役員会において承認制定。平成28年4月1日から施行する。
2. 平成29年3月23日、規格役員会において改正。
3. 平成30年7月23日、規格役員会において改正。